

# 第1号

定価一年間300円  
組合員の購読料は  
組合費に含む



発行

# 檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町 86-1  
Tel 0139(52)0858 FAX(52)1490  
発行責任者 白山 尚  
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

## ようこそ檜山へ

檜山教職員組合は、  
檜山管内の教職員で  
つくる職員団体です。  
「どの子ども人間とし  
て大切にされ、成長  
・発達を保障される  
学校」「保護者や地域  
住民、教職員の願

い、この春、檜山の  
地に着任された皆  
様、ようこそお越  
しくくださいました。  
心より歓迎いたしま  
す。また、檜山の地  
で引き続き勤務され  
る皆様、今年度もよ  
ろしくお願いいたし  
ます。

新しい年度です。引き続き、  
コロナ禍の収束が見通せない  
なかでのスタートとなりまし  
た。子どもたちのいのちと安  
全を守り、生活と学習を支え  
励まそうと尽力される管内・  
域内のすべての学校関係者皆  
様に深く感謝し、  
敬意をお伝えいた  
します。



# 願ひ掲げ子どもたちのために共に

さて、檜山教職員組合は、法  
律に則って北海道人事委員会に  
登録されている教職員の労働組  
合です。教職員の過密な働き方  
が問題視されています。何より  
も、目の前の子どもたちに誇り  
を持って向き合えるよう、教育  
と仕事をめぐる条件を整えると  
りくみを大事にしています。現  
下のコロナ禍をめぐっても、子  
どもの安全と利益を最優先にし、  
実態を踏まえた自治体や学校の  
主体的な判断を尊重することな  
どを国や地方教育委員会に求め  
ています。

## よろしくお願ひいたします

しかし、生まれ育った  
地に愛着を寄せ、ふるさ  
とを心に刻みながら、子  
どもたちは日々の生活を  
過ごしています。大人た  
ちもまた、子どもたちの  
育ちに未来を託し、様々  
な思いを紡ぎながら懸命  
に生きています。私たち  
教職員も、その一員であ  
りたいと願わずにいられ  
ません。

を重ね、地域に根ざした  
教育の創造」「教職員が力  
を合わせて仕事ができる  
働きやすい職場」などを  
めざして活動しています。  
ここ檜山は、基幹とな  
る産業が困難に見舞われ、  
人口の減少に歯止めがか  
かりません。年を追うご  
とに児童生徒も学校も少  
なくなっています。

## コロナ禍の今だからこそなお こんな教育と学校をめざしたい

### 私たちの願ひ



『クレスコ』2015年4月号

コロナ禍は教育と学  
校の在り方を問い直す  
こととなりました。  
「子どもたちにかわい  
そうな思いをさせた、そ  
う思っただけからの教育  
に当たらなければなら  
ない」檜山教組の大  
会で交わされた願ひと  
決意です。  
年度のスタートに際  
し、私たち檜山教組は  
「私たちの願ひ」を求め、  
管理職への申し入れや  
職場での話し合いをす  
すめることとしてい  
ます。  
みなさんの「意見や  
ご要望をぜひお寄せく  
ださい。」

教職員としての専門性を高め  
る努力も欠かせません。そこで  
私たちは、教育研究の場を積極  
的に設け、自らが学び合うと  
りくみをすすめています。教育実  
践や子どものこと、父母や地域  
のこと、学校や職場のことなど、  
悩みや困難も含め語り合っ  
てつなげることを大切にしてい  
ます。「教育」は「共育」とも言  
われます。教職員や関係者が共  
に

手を携えていく姿そのものが子  
どもを育みます。そして子ども  
たちは地域の中で育ちます。  
子育てと教育を取りまく環境  
は、コロナ禍のなかでいっそう厳  
しいものがあります。しかし、  
願ひに根ざした共同が必ず道を  
拓いていきます。子どもたちの  
教育の充実のため、共に力を寄  
せ合っていくことを心より訴え  
ます。

- 1 どの子ども人間として大切にされ、その成長・発達が保障される教育と学校**
  - 子どもの事実と地域の実態に即し、創意と工夫が生かされる教育課程づくり
  - 子どもの発達要求に根ざした学習を保障し、確かな学力と豊かな人間性を育む教育活動の展開
  - 子どもについての理解を共有し、その成長・発達を支える態勢の整備
- 2 子どもの教育に寄せる父母・保護者の願ひや地域住民の期待に応える学校**
  - 教育と子育てのための協力をつちかうPTA・保護者会の充実
  - 子どもの成長を支える地域の共同と関係者のネットワークづくり
  - 地域に開かれ、地域に根ざす教育活動の推進と地域づくり
- 3 子どもの教育に直に携わる教職員の専門性を高め、教育活動に専念できる学校**
  - 研修の機会が保障され、自主的な研修が推奨される学校
  - 実践の創意と工夫が保障され、交流される学校
  - 子どもとの信頼関係を築く努力が寄せ合える学校
- 4 校長を中心とした全教職員の協力共同が生かされる学校**
  - 教職員が英知と課題を出し合い、協力共同の関係を築く場の保障と、そのための職員会議の民主的な運営
  - 学校の実態に応じて教職員の意志が反映されるような校内組織の確立
  - 校長の経験と識見に基づく教職員の自発性と創造性が発揮される学校運営
- 5 子どもが安心して学べる条件と教職員が働きやすい環境の改善を期す学校**
  - 子どもの生活と学習をめぐる困難に心を寄せ合い、その解決に知恵を出し合う学校
  - 教職員が働きがいをもてる勤務条件の改善と職場づくりに意を尽くし合える学校
  - 競争と統制によらない、参加と共同をめざす教育の創造と環境の整備

うれしいとき、かなしいときにあなたを応援します。

## 総合共済

月々 600円

さらに退職時には  
掛金が全額戻ります!

- 結婚祝金に10,000円
- 出産祝金で5,000円
- 災害見舞金に10万円(全壊)など 他にもいろいろ

# みんなで確かめ合いながら 学校づくり 職場づくり



## 子ども

『ワレスコ』2015年6月号表紙

# と教育と働き方と 議論を大事にしたい

学校での働き方が社会問題化し、少人数学級化など国も対応策を打ち出しましたが、学校や教職員の自己努力と管理での「改善」を迫るものがベースとなっています。

それでも学校現場は、子どもの「最善の利益」を第一に掲げ、教育活動に勤めます。そうした多くの教職員の、使命感と良心への自覚が学校を機能させる原動力となっ

ています。それだけに、子どもの教育と教職員の働き方は不離一体であり、統一して議論される必要があります。また、どのような教育活動が展開されるべきか

という議論も、子どもの「最善の利益」の確保という視点に裏打ちされた教職員のたまたま願いと切り離せません。

多忙を解消する抜本的な施策を求めながらも、今ある制度を活用し、学校づくりと職場づくりに生かしていくことが大切です。「勤務時間割振り変更」に

にされなければなりません。また、「働き方改革」に乗じた教育活動の安易な合理化や形骸化があってはなりません。子どもの成長を支えるための学校文化としてこれまで大事に育まれてきた多様な活動が削減されたり簡略されていくことには慎重でなければなりません。とくに子ども自身の自発的な活動がいつそう大切にされることに留意する必要があります。

新しい仲間や友だちとの対面、新年度のスタートです。子どもたちの成長に期待を寄せ合い、年度の方針や計画について真剣な議論が交わされていることでしよう。とくに感染防止策と教育活動確保という直面する事態への対応で議論も

「子どもの権利条約」は、子どもに関するすべての活動で、子どもの「最善の利益」が第一義的に考慮されなければならないことを説きます。当然にも、学校は、子どもの最善の利益を確保しながら教育活動を編み出していかねばなりません。しかし、現実的には、子どもや学校を取り巻く環境は、様々な課題を抱え、多岐にわたる困難も横たわっています。

その一つとして、今日取り沙汰されているのが教職員の働き方です。「子どもとしっかり向き合うゆとりがない」「心身の疲労がたまり解消されない」「家族と過ごす時間もない」などといった声が聞かれます。

## 勤務時間割振り変更の対象業務と運用

対象業務	業務の概要
①修学旅行の引率業務	宿泊研修及び見学旅行において、生徒を引率する業務
②文化祭(学校祭)等の業務	文化祭(学校祭・学芸会)、音楽祭(合唱祭)又は学習発表会の実施日に行う業務
③体育祭(運動会)等の業務	体育祭(運動会)、球技大会又は競技会の実施日に行う業務
④文化祭・体育祭等の事前準備業務	「文化祭等」や「体育祭等」の実施日前2週間以内において、練習や準備の指導、監督業務のほか、会場設営や準備などの業務で、あらかじめ予定して行う業務
⑤登校時の通学指導業務	児童生徒の登校時の安全指導・安全管理のため、公務として従事する街頭での指導業務
⑥校区内巡視業務	地域の祭典等における生徒の安全指導・安全管理のため、公務として従事する校区内での巡視業務
⑦現場実習の引率業務	特別支援学校の現場実習において、生徒を引率する業務
⑧家庭訪問の業務	各家庭を訪問して保護者や児童生徒と面談を実施する業務のうち、あらかじめ予定して行う業務
⑨教育相談の業務	保護者や児童生徒と面談して児童生徒への指導について相談する業務のうち、あらかじめ予定して行う業務
⑩入学者選抜の業務	学力検査及び面接等選考の実施日の業務、その前日の準備業務、調査書点検等の入学者選抜の業務、採点業務及び合否判定業務
⑪保護者等を対象とした説明会等の業務	学校説明会や進路説明会、PTA業務など、保護者や地域住民等の職員以外の学校関係者を対象とした説明会や懇談会等のうち、公務として行う業務
⑫児童生徒の引率業務	部活動のほか地域行事参加、職場体験、大学や専門学校の説明会における引率業務など
⑬儀式的行事の業務及びその事前準備業務	入学式、卒業式、周年行事、開閉校式典や、その事前準備業務など
⑭対外運動競技等の当番業務及び事前準備業務	「人事委員会が定める対外運動競技等」で、学校の教育活動として行われるもの * 人事委が定める「学校体育団体若しくは教育研究団体」が主催するものとなっており、中体連や吹奏楽コンクールなどが該当。町内陸上大会での運用は厳しく、今後の課題。
⑮校外での実習や学習活動に関する打合せ業務外	社会見学、遠足等の打ち合わせや下見等を時間外に行う場合も対象 * 今年度から対象 * 感染症対応なども対象とすることを求めましたが、実現には至らず。

運用をめぐる留意点 ●担当職員への通知は、原則、割振りを定めた4週の期間の初日から起算して7日前まで。

●「特別な事情」の場合は前日までの通知も可となります。「特別な事情」とは、学校と職員以外の学校関係者との間での日程調整が困難な場合など(校内調整の都合ではなく、校外関係者との調整での都合)。

時間外在校等時間上限「指針」より	
在校等時間とは	
①在校時間 + ②校外活動時間 - ③休憩時間 - ④自己研鑽時間(業務外)	
①出勤から退勤までの在校時間②学校以外で仕事をしている時間③実際に休憩した時間④学校の仕事をしているとはいえない時間	
時間外在校等時間の上限	
■1か月の時間外在校等時間	45時間以内
■1年間の時間外在校等時間	360時間以内
■児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない場合	
・1か月の時間外在校等時間	100時間未満
・1年間の時間外在校等時間	720時間以内
・1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数	6か月まで
・連続する2か月、3か月、4か月、5か月、6か月のそれぞれの期間について、1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間	80時間

「指針」が実施されました(別表)。条件が整わない中で運用に、現場の戸惑いや不安も尽きません。職場での合意が大切

「子どもと教育と働き方」と「その議論がしっかりと保障されるよう、教職員組合としても関係当事者との話し合いを積極的に求めていきます。子どもの成長を支えるやりがいのある教育と学校とともにめざします。